介護保険に関するお問い合せ先

◎介護認定の申請に関することは
☎ (089) 948-6841・6925

◎介護認定の結果（審査会）に関することは
☎ (089) 948-6856・6926

◎介護保険料に関することは
☎ (089) 948-6919・6966

◎介護給付（サービス）に関することは
☎ (089) 948-6885・6924

●FAXでのお問い合せ：(089) 934-0815
●Eメール：kaigo@city.matsuyama.ehime.jp

注意事項

一　介護サービスを受けようとするときは、あらかじめ市町村の窓口で要介護認定又は要支援認定を受けてください。

二　介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、あらかじめ基本チェックリストによる確認又は要支援認定を受けてください。

三　介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。

四　介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業提供者に提出してください。

五　認定の有効期限を経過したときは、保険給付を受けられませんので、認定の有効期限を経過する六十日前から三十日前までの間に市町村にこの証を提出し、認定の更新を受けてください。

六　居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス（以下「居宅サービス等」という。）については、居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者に介護サービス計画若しくは介護予防サービス計画の作成を依頼した旨をあらかじめ市町村に届け出た場合又は自ら介護サービス計画若しくは介護予防サービス計画を作成し、市町村に届け出た場合に限って[illegible]これらの手続をしない場合は、市町村か[illegible]の事後払い（償還払い）になります。

七　居宅サービス[illegible]には保険給付の限度額が設定されます。

八　介護サービス[illegible]受けるときに支払う金額は、介護サービスに要した費用に、別[illegible]介護保険負担割合証に示された割合を乗じた金額です（居宅介[illegible]支援サービス[illegible]び介護予防支援サービスの利用支払額はありま[illegible]ん。）。

九　介護予防・生[illegible]支援[illegible]サービスを受けるときに支払う金額は、当[illegible]サービ[illegible]に[illegible]た費用のうち市町村が定める割合又は市町村が[illegible]める額[illegible]事業[illegible]者が額を定める場合においては、当該者が定[illegible]る額）です。

十　認定審査会の[illegible]見及びサービスの種類の指定欄に記載がある場合は、記載事項[illegible]留意してください。利用できるサービスの種類の指定がある場[illegible]は、当該サービス以外は保険給付を受けられません。

十一　被保険者の[illegible]格がなくなったときは[illegible]直ちに、この証を市町村に返してください。

十二　この証の表[illegible]の記[illegible]変更[illegible]ったときは、十四日以内に、この証を添[illegible]て、[illegible]を届け出てください。

十三　不正にこの[illegible]を使[illegible]刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けま[illegible]。

十四　特別の事情[illegible]ないのに保険料を[illegible]した場合は、給付を市町村からの事後払[illegible]とする措置（支払方[illegible]変更）、利用時支払額を三割（介護保険[illegible]担割合証に記載の「利用者負担の割合」欄に記載された割合が[illegible]割である場合は四割[illegible]とする措置（給付額減額）等を受ける[illegible]があります。

見本